

診療所に一般病床を設ける際の特例について

1 趣 旨

診療所に一般病床を設置する場合は知事の許可が必要となりますが、医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定により、地域に特に必要とされる医療を提供する診療所として医療計画にその名称が記載（新規開設の場合等の予定を含む。）された場合は、特例として届出により一般病床を設置することが可能です。

2 特例診療所の区分、基準、適合診療所

（平成30年5月現在）

区分 医療法施行規則第1条の14 第7項に例示された診療所	基 準	該当診療所名称
居宅等における医療の 提供の推進のために必要 な診療所（第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出をしている診療所（届出予定を含む） ○ 圏域地域保健対策協議会において、地域に必要とされる在宅医療支援の機能を有するとして認められた診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・内科・外科鳴戸医院（三次市） ・はたのリハビリ整形外科 （広島市安芸区） ・西原セントラルクリニック （広島市安佐南区） ・古川医院（広島市南区） ・ルネッサンス出汐内科整形 外科医院（広島市南区） ・はしもと胃腸科内科 （広島市中区） ・ほーむけあクリニック （広島市中区）
へき地に設置される診 療所（第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在「無医地区」及び「準無医地区」、又は当該診療所が廃止された場合に「無医地区」又は「準無医地区」となる地域に設置される診療所であって次の機能を有する（予定を含む）診療所 <ul style="list-style-type: none"> ① プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ② 必要な診療部門、医療機器等があること ③ 緊急の場合の処置や職員研修の参加などへき地拠点病院と連携していること 	
小児医療の推進に必要な診療所（第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科または小児外科を標榜し、次の機能を有する（予定を含む）診療所 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般的な小児医療に必要な診断・検査・治療を実施していること ② 他の医療機関からの小児病棟やNICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対し、支援を実施していること ③ 訪問看護ステーション、福祉サービス事業者、行政等との連携により医療、介護及び福祉サービス（レスパイト含む）を調整していること ④ 重症心身障害児施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施していること ⑤ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施していること ⑥ 慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること。 ⑦ 専門医療を担う地域の病院と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること 	
周産期医療の推進に必要な診療所（第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産科または産婦人科を標榜し、次の機能を有する（予定を含む）診療所 <ul style="list-style-type: none"> ① 産科に必要とされる検査、診断、治療を実施していること ② 正常分娩を安全に実施可能であること ③ 他の医療機関との連携により、合併症や、帝王切開術その他の手術に適切に対応できること ④ 妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤東産婦人科医院 （安芸郡府中町） ・舛本産婦人科医院 （広島市安佐南区） ・医療法人社団秋月会香月産婦人科広島中央通り （広島市中区）